

事 務 連 絡

平成15年11月17日

社団法人 日本船主協会 殿

国土交通省海事局

「海運関係分野の規制緩和の一層の推進についてのお願い」

(平成15年9月30日) への対応について

平成15年9月30日に貴協会より国土交通大臣宛て提出された「海運分野の規制緩和の一層の推進についてのお願い」について、海事局において検討を行ったところ、海事局が所管する要望項目について別紙のとおり措置を行うこととした。

## 1. 必要な制度改正を行うもの(既に行ったものを含む)(15項目)

番号	項目	対応方針	措置内容	担当課等
1. ①	港湾関係諸税(とん税、特別とん税、船舶固定資産税)ならびに諸料金(入港料等)の適正化	税制改正関係事項については、例年行っている税制改正要望検討作業の中で、今後とも連携を図りつつ検討。また、これに向け引き続き幅広く情報、意見交換。 なお、水先料金については、引き続き、料金のベースとなるきょう導距離等の再検証を進め、平成15年度内に必要な見直しを行う。	平成15年度中に省令の改正を行う。	大臣官房参事官(海事担当)、海技資格課
1. ③	港湾運送事業の更なる規制緩和	平成15年度中に結論を得て、以降速やかに措置する予定。平成16年度中に法案を提出する予定。	平成16年度中に法案を国会に提出する。	港運課
2	船員保険の被保険者資格の見直し	船員職業安定法の改正により措置する予定であり、平成15年度中に改正の内容について結論を得て、以降できる限り速やかに法案の国会提出を図る。	できる限り速やかに措置を講ずる。	船員政策課
3	船員職業紹介事業等の許可	船員職業安定法の改正により措置する予定であり、平成15年度中に改正の内容について結論を得て、以降できる限り速やかに法案の国会提出を図る。	できる限り速やかに措置を講ずる。	船員政策課
9	船舶に備え付ける医薬品等の見直し	本要望については、要望の詳細を確認する必要があるため、日本船主協会及び専門家等の具体的な意見を聞いて情報収集をして検討を行い、必要に応じて実態に即した告示改正を検討する予定。	要望の詳細を確認したうえで、平成15年度中に検討して、一定の結論を得る。	船員労働環境課
10	雇入れ契約の公認手続きの見直し	E-MAILを用いた手続きについて、必要な省令改正を行った。なお、船長以外の者でも、船長の委任があれば手続は可能。	改正省令を11月5日に公布・施行した。	船員労働環境課
11	船員個票の廃止	船員職業安定法の改正に合わせ、船員派遣事業に係る船員については、所要の見直しを行う予定。	改正船員職業安定法の施行に合わせて通達の改正を行う。	船員政策課
13	船舶衛生管理者適任証の発給手続きの見直し	「住所地を管轄する地方運輸局」ではなく、「最寄の地方運輸局」を経由して申請できるように措置する予定。	平成15年度中に省令の改正を行う。	船員労働環境課
14	海外駐在員に対する海技免状更新手続きの見直し	外国の医療機関による身体検査証明については、当該医師の資格保有に係る確認方法の検討を行った上で、改善策を措置する予定。	平成15年度中に通達を発出する。	海技資格課

20	海技試験制度の見直し	試験事務の簡素化等により、海技試験の申請日から受験日までの期間の短縮等を措置する予定。 また、口述試験のみの受験者に対しては、現在、筆記試験終了後決定されている口述試験の日程を予め明らかにしておくとともに、試験の申請期間を、現在より試験日に近づけるよう措置したい。	平成15年度中に告示の改正を行う。	海技資格課
21	『限定近海船』の船員配乗要件の早期具体化	内航船乗組み制度検討会の結論を踏まえ、所要の措置を講ずる予定。	改正船員法の施行に合わせて所要の政令改正等を行う。	海技資格課
25.①	日本籍船の登記登録の一元化	事務の一元化までの間、国民の負担をできる限り軽減するための制度として、船舶登録事項と一致している船舶登記の表題部に関する事項について管海官庁に変更登録の申請があった場合に、管海官庁から囑託による変更登記の制度(囑託制度)の創設を検討中。	平成15年度中に、法務省と調整の上、必要な措置を講ずる。	検査測度課
25.②	船舶原簿と船舶登記簿の変更手続きの一元化			
26	船舶の建造許可に当たっての手続きの一層の簡素化	船舶建造許可申請手続きの簡素化を行う。 なお、OECD造船協定発効後、臨時船舶建造調整法の改廃を含む建造許可制度の抜本的見直しを行う予定。	平成15年度中に通達の改正を行う。	造船課
25.③	国際船舶を海外譲渡する際に提出する書類の見直し	国際船舶の譲渡届出の際に提出された譲渡契約書を登録抹消を行う管海官庁に送付することにより、登録抹消の際の譲渡契約書の提出を不要とする方向で検討中。	平成15年度中に通達の改正を行う。	検査測度課、外航課

## 2. 引き続き検討を要するもの(1項目)

番号	項目	対応方針	担当課等
27	船舶運航事業者の提出する報告書・届出等の廃止を含む抜本的見直し(他省庁へ提出するデータの活用)	各種手続きに係る電子化・ワンストップ化の利用状況、各省庁間における情報の共有の実行可能性等について、検討・調整し、結論を得た上で、適正に対応する予定。	外航課、海事産業課

## 3. 制度改正すべきでないもの(2項目)

番号	項目	備考	担当部局
15	船員手帳の健康診断における指定医制度の廃止	現状では全ての医療機関が船員の労働実態や生活環境を十分に理解した上で船内労働に適するかを判断することは困難。このため、指定医制度は維持する必要がある。現在、指定医を拡大するための取組を行っているところであり、具体的な地域に関する船社側の要望を聞く等により指定医の確保に向け適切に対応していきたい。	船員労働環境課
17	就業規則上の定員記載の廃止	就業規則への定員の記載については、船舶所有者による労働時間規制の遵守等船員の所要の労働条件を十分担保するだけの体制を保持しているかを確認するために必要。	船員労働環境課

## 4. その他(5項目)

番号	項目	備考	担当部局
12	外国人船員に対する船舶衛生管理者資格の付与及び認定	船員法上国籍要件は定めていないため、現行でも外国人船員による資格取得が可能。	船員労働環境課
16	欠員届・欠員補充届の見直し	船舶所有者がオンライン申請手続を行う際に外国から申込みをする場合は、8桁の番号(000-0000)を入力することにより、オンライン申請システム(電子署名が必要な手続を除く。)を利用することができる。	総合政策局情報管理部情報企画課、船員労働環境課
18	放射線業務従事者にかかる健康診断結果の報告の廃止	健康診断結果報告書については必ずしも船員労務官の監査対象とはなっておらず、手続きの重複にはなっていない。	船員労働環境課
19	海技免状記載事項の見直し	更新された海技免状は更新前の海技免状の有効期間を継承しており、条約で定める5年の有効期間を超えるものではないことを外国当局に説明して了解されているところであり、外国のPSCによる指摘に対しては適切に対応可能。	海技資格課
32	国内海上輸送船舶の使用燃料油に関わる特例措置の導入	税制改正関係事項については、例年行っている税制改正要望検討作業の中で、今後とも連携を図りつつ検討。	大臣官房参事官(海事局担当)

(参考)

なお、海事局が所管する要望項目以外の項目のうち、国土交通省内の他局等が所管する項目についての検討状況は以下のとおりとなっている。

### 1. 引き続き検討を要するもの

番号	項目	対応方針	担当課等
1.④	港湾・輸出入手続き等の一層の簡素化	手続の徹底した見直しについては、規制改革推進3か年計画(再改定)において、本年7月に実現したシングルウィンドウ化の成果と問題点を踏まえ、改めて輸出入・港湾に関する全ての手続の徹底した見直しを行うこと等について、関係府省とともに検討することとしているとともに、IT戦略本部による電子政府構築計画においても、国際標準も考慮しつつ、既存の業務・システムに係る最適化計画を2005年度末までの出来る限り早期に策定すると位置付けている。今後も、シングルウィンドウシステム運用開始後における利用者意見等を適宜聴取しつつ、引き続き輸出入・港湾関連手続の一層の簡素化等について、関係府省とともに検討を進める。	政策統括官付政策調整官付 港湾局環境・技術課、管理課 海上保安庁交通部安全課
6	瀬戸内海における危険物積載船を除く巨大船への航行制限の緩和	備讃瀬戸東、同北、同南及び水島航路等における巨大船に対する夜間航行制限の緩和の可能性について、学識経験者、海事関係者、漁業関係者等を交えた検討会が開催されているところであり、その結論を踏まえて対応する予定。	海上保安庁交通部安全課
28	労働統計調査の統合	船員統計と船員労働統計は、申告者名・住所・事業種類及び用途(細分類こそ違うものの内容は同じ)等において調査項目が重複しているのも事実であるため、申告義務者への負担軽減が図られるよう検討を行う。	情報管理部交通調査統計課
30	内航輸送用トレーラー・シャーシの車検制度の緩和	自動車検査証の有効期間については、安全で環境と調和のとれた車社会の実現を目指すという車検・点検整備制度の本来の目的を念頭に置き、そのあり方については、必要なデータ等を収集の上、常に検討して改善を図って行くこととしている。	自動車交通局技術安全部技術企画課

### 2. その他

番号	項目	備考	担当部局
1. ①	入港料等の適正化	また、入港料等港湾諸料金については港湾管理者がその徴収の有無も含め料率を条例により定めている。さらに、それら諸料金に係るインセンティブ(減免措置)が港湾管理者の政策的な判断により同じく条例に基づき、かつ、利用者に対し不平等な取扱いとならないような公正な対応により積極的に導入されているところである。	港湾局管理課
1. ②	外貿埠頭公社の埠頭等賃料の適正化	公社埠頭の賃付料は、埠頭公社と船社等との間で結ぶ岸壁等賃貸借契約による民間契約で決定されている。しかし、公社が原価を大きく下回る岸壁等賃付料を設定することは、公社の経営を危うくし、埠頭整備に係る債務償還に支障を来すおそれがある。また、原価を上回る賃付料を設定することは、公益法人の本来の目的を逸脱するばかりか、船社等の経営を不当に圧迫するおそれがある。 このような観点から、国は岸壁等賃付料の算定基準を定めると同時に、国土交通大臣に届けられた賃付料については、是正が必要な場合には、変更命令が担保されているところである。 なお、国において、国際競争力の強化・確保を図るため、岸壁整備への国費の投入、無利子貸付の拡充、税制等の支援施策を実施しており、公社埠頭の賃付料の低減に寄与しているところである。	港湾局管理課